

議員提出第1号議案

加東市議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月24日提出

議会基本条例評価・検証特別委員会
委員長 藤 尾 潔

加東市条例第 号

加東市議会基本条例の一部を改正する条例

加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「把握するとともに、政策立案及び政策提案を行うことにより」を「把握し」に改め、同条第5号中「行うため」を「行うとともに」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（災害時の対応）

第4条の2 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、加東市議会災害時業務継続計画（BCP）で定める。

第8条第5項中「重要な」を削る。

第12条第3号中「行うことができる」を「行うものとする」に改め、同条第4号中「反問する」を「反問し、又は反論する」に改める。

第15条第2項中「対して」の右に「当該議案等に係る」を加える。

第24条に見出しとして「（広報広聴の充実）」を付する。

第29条中「この条例の施行後、」を削り、「行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」を「行う」に改め、同条に次の2項を加える。

2 議会は、議会の議員の一般選挙の日から2年を経過した後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

3 議会は、前2項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第1号議案 要旨

加東市議会基本条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）第29条の規定に基づく、評価及び検証を行った結果により、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 災害時における議会の対応について明記すること。（第4条の2関係）
- (2) 本条例については、議会の委員の一般選挙の日から2年を経過した後に検証することを明記すること。（第29条関係）
- (3) 所要の文言整理を行うこと。（第4条、第8条、第12条、第15条及び第24条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市政全般についての市民の意見を的確に<u>把握するとともに、政策立案及び政策提案を行うことにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市民に分かりやすい議会運営を<u>行うため</u>、議会の改革に継続的に取り組むこと。</p> <p>(市民と議会との関係)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 議会は、<u>重要な議案</u>に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市政全般についての市民の意見を的確に<u>把握し</u> _____、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市民に分かりやすい議会運営を<u>行うとともに</u>、議会の改革に継続的に取り組むこと。</p> <p><u>(災害時の対応)</u></p> <p><u>第4条の2 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 災害時の議会の行動基準等に関しては、加東市議会災害時業務継続計画（BCP）で定める。</u></p> <p>(市民と議会との関係)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 議会は、_____議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>

(市長等との関係の基本原則)

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 本会議等における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。

(4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(5) (略)

(監視及び評価)

第15条 (略)

2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

第8章 広報広聴活動

第24条 (略)

2・3 (略)

(見直し手続)

第29条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の

(市長等との関係の基本原則)

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 本会議等における質疑応答は、一問一答の方式で行うものとする。

(4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問し、又は反論することができる。

(5) (略)

(監視及び評価)

第15条 (略)

2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して当該議案等に係る市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

第8章 広報広聴活動

(広報広聴の充実)

第24条 (略)

2・3 (略)

(見直し手続)

第29条 _____ 議会は、常に市民の意見、社会情勢の

